

横須賀中学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本認識

- いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人として絶対に許されない卑怯な行為である。
- いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こりうるものであり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

(2) いじめに対する基本姿勢

教職員は、日ごろから学校生活のあらゆる場面で些細な兆候を見逃さないように努めると共に、学校全体で組織的に取り組んでいく。

(3) いじめを生まない学校づくり

- 生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組む。
- 生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。
- 生命尊重の精神、他人を思いやる豊かな心を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全教育活動を通じて、人権意識の高揚や道徳的判断力の育成を図る。

II いじめ防止対策組織

1 組織名 「いじめ防止対策委員会」

2 構成員 下記の14名のメンバーで構成する

- | | | | |
|-------------------|---------|---------|-----------|
| ①SC（心理の専門的知識をもつ者） | ②養護教諭 | ③心の相談員 | ④保健主事 |
| ⑤1年学年主任 | ⑥2年学年主任 | ⑦3年学年主任 | ⑧特別支援学級主任 |
| ⑨生徒指導主事 | ⑩主任 | ⑪校務主任 | ⑫教務主任 |
| ⑬教頭 | ⑭校長 | | |

3 主な活動

- (1) 学校評価アンケートを元に、いじめ防止対策の検証を行うとともに、改善策を検討する。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」を周知徹底し、教職員の共通理解を図る。
- (3) 安心安全アンケート（年2回）や教育相談（年3回）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- (4) 随時、学校だよりやホームページを通して、いじめ防止への取組状況を発信する。
- (5) いじめに関する情報が寄せられた場合は、正確な事実の把握に努めるとともに、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的な対応を行う。
- (6) 問題解決後も、当該生徒の様子や生徒同士の関わりを見守る等、継続的な事後観察や事後指導・支援を行う。

4 構成員の役割分担

- SCは、心理の専門知識をもつ者として、本会に於ける指導・助言やいじめに関わった生徒及びその保護者への指導・助言を継続的に行う。
- 司会は保健主事、記録は養護教諭、記録の保管は生徒指導主事が行う。
- 教頭、生徒指導主事を学校警察連絡委員とする。

5 作成・記録・保管すべき関係文書

- (1) 累加記録（事実関係を時系列にまとめたもの：含 保護者との面談記録）
- (2) 関係する安心安全アンケート、教育相談記録、調査記録等
（卒業後5年間保管とし、保管場所は生徒指導キャビネットと書庫とする）
- (3) いじめ防止対策委員会の会議記録及び本委員会が作成した文書

大切なのは、①迅速で丁寧で被害者に寄り添った対応を心がけること。②一人で対応せずに同僚の先生と相談して対応すること。また、必ず学年主任・生徒指導主事・管理職が対応を知っていること。

Ⅲ いじめの防止に関する具体的な取組

1 いじめの未然防止の取組

- (1) 生徒相互の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- (2) 生徒の活動や努力を認め自己肯定感や自己有用感を育むように努める。
- (3) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- (4) 情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについて理解を深めさせ、ネットいじめの加害者や被害者にならないように継続的に指導を行う。

2 いじめ早期発見の取組

- (1) 安心安全アンケート（年2回）、教育相談（年3回）を実施し、早期発見に努める。
- (2) 教師と生徒との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (3) いじめ電話相談等、外部の相談機関も積極的に紹介し、生徒が相談できる環境を整える。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの発見及び通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- (2) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- (3) 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (4) 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導を行う。そのため、
 - ①いじめを行った生徒を教室外で学習させる。
 - ②学校教育法11条に基づき、いじめを行った生徒に懲戒を加える。
 - ③ いじめを行った生徒の保護者に、学校教育法35条に基づき、出席停止を命ずる等の措置を必要に応じて講ずる場合もある。
- (5) いじめが起きた集団はもとより、学校生徒への継続的な働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりに徹底的に取り組む。

Ⅳ 重大事態への対応

- 1 重大事態が生じた場合は、速やかに東海市教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」（資料①）に基づいて対応する。
- 2 いじめの事実に関するアンケート調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加える等して対応する。
- 3 アンケート調査結果については、被害生徒やその保護者に対して適切に情報提供する。

V 取り組みに対する検証及び見直し

- 1 「いじめ防止基本方針」については、R－P D C Aサイクルで見直し、実効性のある取組になるように努める。
- 2 いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価を実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

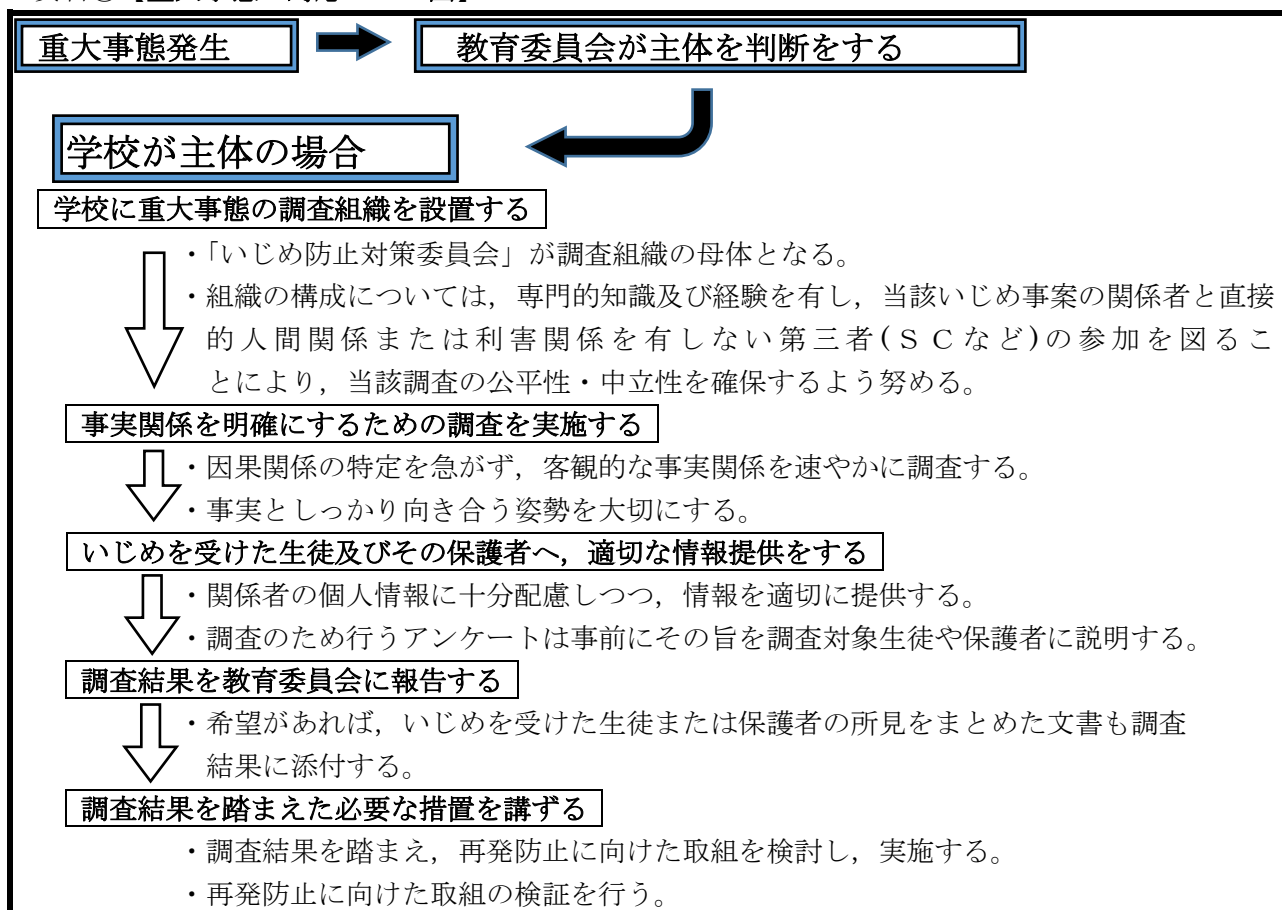
VI その他

- 1 いじめ防止に関する校内研修・事例研究を毎年実施し、生徒理解やいじめ防止に関する教職員の資質向上に努める。
- 2 「いじめ防止基本方針」は、4月にホームページに掲載し、生徒・保護者に周知する。
- 3 夏季休業中や冬季休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止にも留意する。

VII 資料①「重大事態の対応フロー図」

VIII 資料②「取り組みの年間計画」

資料①【重大事態の対応フロー図】



資料②【いじめ防止に向けた生徒指導の年間計画】

	いじめ対策組織の取組	いじめ未然防止の取組	問題行動 早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 月	基本方針の周知	相談室や SC の生徒、保護者 への周知	相談窓口の生徒、 保護者への周知	学校いじめ基本方針の説明 授業参観
5 月	いじめ防止対策委員会		教育相談	
6 月	いじめ対策委員会 アンケート結果分析	情報モラル講習会 宿泊行事（2・3年） いじめ未然防止授業	安心安全アンケート	
7 月				保護者懇談会
9 月				授業参観
10 月	いじめ防止対策委員会	横中祭 いじめ未然防止授業	教育相談	
11 月	いじめ対策委員会	学校保健委員会 人権集会／人権週間	安心安全アンケート	
12 月	いじめ・不登校対策委員会 アンケート結果分析			保護者懇談会 学校評価アンケート整理
1 月		いじめ未然防止授業		学校評価アンケート分析 保護者懇談会(3年) 横中入学説明会
2 月	いじめ防止対策委員会	いじめ防止サミット発表	教育相談	
3 月				
通年	主任者会 適応指導部会 生徒指導部会 いじめ対策部会(随時)	ST での講話 全校・学年集会での講話 学校通信・学年通信 道徳の授業	健康観察 SC との面談 若あゆ日記 人間関係の把握・共有	家庭との電話連絡 家庭訪問